

## 第92回 定時株主総会

# 招 集 ご 通 知

日時：平成28年6月28日（火曜日）  
午前10時

会場：ワールド記念ホール  
神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2

※裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

議決権行使期限：平成28年6月27日（月曜日）  
午後5時30分

### 目 次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告書	30
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役全員任期満了につき 16名選任の件	34
第2号議案 監査役1名選任の件	44
第3号議案から第24号議案まで 株主からのご提案	45
議決権の行使についてのご案内	61
株主総会会場ご案内	裏表紙

## 株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役会長 森 詳 介

### 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、61頁から62頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2  
ワールド記念ホール

#### 3. 目的事項 報告事項

- 1.平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

- 第1号議案 取締役全員任期満了につき16名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

〈株主(34名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉

- 第3号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第4号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第5号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第6号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第7号議案 定款一部変更の件 (5)
- 第8号議案 定款一部変更の件 (6)

〈株主(119名)からのご提案(第9号議案から第15号議案まで)〉

- 第9号議案 剰余金処分の件
- 第10号議案 取締役解任の件
- 第11号議案 定款一部変更の件 (1)

他の株主(2名)から同一の趣旨のご提案があります。

- 第12号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第13号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第14号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第15号議案 定款一部変更の件 (5)

〈株主(2名)からのご提案(第16号議案から第19号議案まで)〉

- 第16号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第17号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第18号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第19号議案 定款一部変更の件 (4)

〈株主(1名)からのご提案(第20号議案から第23号議案まで)〉

- 第20号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第21号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第22号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第23号議案 定款一部変更の件 (4)

## 〈株主(1名)からのご提案(第24号議案)〉

### 第24号議案 定款一部変更の件

〔上記の会社提案(第1号議案および第2号議案)および株主からのご提案(第3号議案から第24号議案まで)にかかる議案の内容等は34頁から60頁に記載のとおりであります。〕

以 上

- 
- ・ 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ・ 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト( <http://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html> )に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
    - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ・ 上記の事項につきましては、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ・ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト( <http://www.kepco.co.jp/> )に掲載させていただきます。

## 事業報告

平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

平成27年度の当社グループは、事業基盤の再生と競争本格化への備えに総力を結集して取り組むとともに、お客さまから節電・省エネルギーへのご協力をいただいたことや、さまざまな供給力対策を講じたことなどにより、電力の需給安定を保つことができました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、電気事業において、電気料金の値上げを行ったものの、総販売電力量の減少や燃料費調整単価の低下などにより電灯電力料収入が減少したことに加え、その他事業においても、総合エネルギー分野の売上高が減少したことなどから、売上高（営業収益）は3兆2,459億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を1,583億円下回り、3兆2,954億円となりました。一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、電気事業において、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて5,130億円減少し、3兆538億円となりました。この結果、経常利益は2,416億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,408億円となりました。

平成27年度は、燃料価格の下落などの一時的な収支改善要因により黒字となりましたが、毀損した財務体質の改善が急務であるところ、本年3月の大津地方裁判所による高浜発電所3、4号機の運転差止めの仮処分決定により、同プラントの再稼動時期の見通しが立たないことなどから、平成28年度以降の収支状況について、具体的に見通せない状況であります。このため、誠に申し訳ございませんが、当年度の配当は無配といたしたいと存じます。株主のみなさまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の業績については、次のとおりであります。

#### a. 電気事業

再稼動を目指している原子力プラントのうち、高浜発電所3、4号機については、原子力規制委員会の審査が全て完了し、昨年4月の福井地方裁判所による運転差止めの仮処分決定が同年12月に取り消されたことから、3号機は本年2月に本格運転を開始いたしました。しかしながら、本年3月に大津地方裁判所が運転差止めの仮処分決定を行ったことから、3号機を停止する

とともに、4号機の再稼動に向けた作業を中止いたしました。本決定について、当社は速やかに大津地方裁判所に保全異議の申立て等を行いました。

このような事態を受け、高浜発電所3、4号機の本格運転を前提に予定しておりました電気料金の値下げについては、やむを得ず見送ることといたしました。

高浜発電所1、2号機の再稼動に向けた原子炉設置変更許可申請については、本年4月に原子力規制委員会から許可をいただきました。また、大飯発電所3、4号機および美浜発電所3号機の原子炉設置変更許可申請についても、引き続き、原子力規制委員会の審査に真摯かつ丁寧に対応しております。

美浜発電所1、2号機については、昨年4月に廃止といたしました。本年2月に廃止措置計画の認可申請を行い、原子力規制委員会の審査を受けているところであります。

また、電力小売全面自由化を見据え、新たな料金メニュー・サービスの開発や、火力電源の競争力強化などに取り組みました。

当年度の総販売電力量は、節電・省エネルギーへのご協力をいただいたことや、冬場の気温が前年に比べて高く推移したことなどから、1,275億2千万キロワット時と前年度に比べて5.2%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」（主として住宅）および「電力」（小規模の店舗・工場など）については、492億9千万キロワット時と前年実績を4.0%下回りました。また、自由化の対象である「特定規模需要」（事務所ビル、大規模の店舗・工場など）についても、782億3千万キロワット時と前年実績を5.9%下回りました。

電気事業の売上高については、電気料金の値上げを行ったものの、総販売電力量の減少や燃料費調整単価の低下などにより電灯電力料収入が減少したことなどから、前年度に比べて1,438億円減少し、2兆7,957億円となりました。

一方、支出面では、経営効率化により徹底した諸経費の節減に努めたことに加え、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、営業費用が減少しました。この結果、営業利益は1,986億円となりました。

## b. 情報通信事業

情報通信事業の売上高については、株式会社ケイ・オプティコムの子会社のFTTHサービス「e o 光」の加入件数が当年度末で159万件と前年度に比べて4.0%増加したことなどから、前年度に比べて40億円増加し、1,748億円となりました。

一方、支出面では、携帯電話サービス「mineo（マイネオ）」の拡充費用が増加したことなどから、営業利益は前年度に比べて10億円減少し、173億円となりました。

### c. その他の事業

その他の事業の売上高については、総合エネルギー分野においてガス販売価格の低下やガス販売量が減少したことなどから、前年度にくらべて202億円減少し、2,752億円となりました。

一方、総合エネルギー分野におけるガス原料費がガス販売価格に先行して減少したことなどから、営業利益は前年度にくらべて29億円増加し、391億円となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループにおいては、原子力プラントの再稼動時期が未だ見通せず、経営環境は厳しい状況が続いております。こうした中、本年4月には電力の小売が全面自由化され、平成29年4月にはガスの小売が全面自由化されるなど、エネルギー事業は本格的な自由競争の時代に入ります。

当社グループは、このようなエネルギー新時代においても、お客さまと社会のお役に立ち続け、持続的な成長を実現するために、新たな「経営理念」、「関西電力グループビジョン」を定めました。この「関西電力グループビジョン」のもと、「総合エネルギー事業の競争力強化」、「新たな成長の柱の確立」、「グループ基盤の強化」を柱として策定した「関西電力グループ中期経営計画（2016-2018）」に不退転の決意で取り組み、早期の電気料金値下げや復配を目指すとともに、競争力の確保と黒字構造の定着を同時に達成してまいります。

「総合エネルギー事業の競争力強化」については、安全性の確認された原子力プラントの早期再稼動に向けて、高浜発電所3、4号機の運転差止めの仮処分決定の取消しはもとより、訴訟や国の審査への対応、地元をはじめ社会のみなさまへのご理解活動等に全力を尽くしてまいります。また、料金メニュー・サービスの拡充、電気・ガスにグループサービスを組み合わせた総合営業活動の展開、首都圏を中心とした他エリアへの進出、コスト構造改革による徹底的な効率化などを推進してまいります。

「新たな成長の柱の確立」については、従来の枠組みにとらわれることなく、国際事業および情報通信・不動産事業を中心としたグループ事業の成長や、イノベーションの推進による新規事業や新商品・サービスの開発に積極果敢に取り組んでまいります。

「グループ基盤の強化」については、盤石な送配電事業の推進、グループの価値を最大化する組織・ガバナンス体制を構築するとともに、エネルギー新時代にふさわしい人材基盤の強化や組織風土の改革により、変革と挑戦に努めてまいります。

当社グループは、これらの施策を実行し、安全最優先と社会的責任の全うを基軸とした経営の実践により、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全

力を尽くしてまいります。

株主のみならずにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

#### a. 設備投資額

電気事業	2,534億円
情報通信事業	451億円
その他の事業	770億円
内部取引消去	△ 62億円
設備投資総額	3,693億円

#### b. 主な設備の新增設工事等

		送 変 電 設 備	
継続中	新 設	金剛変電所	(2,000,000kVA)
	増 設	北摂変電所	(1,000,000kVA)

### (4) 資金調達の状況

#### a. 社 債

発 行 額	償 還 額
1,000億円	2,298億円

#### b. 借入金

借 入 額	返 済 額
4,773億円	7,242億円

#### c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
2,690億円	2,690億円

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第89期)	平成25年度 (第90期)	平成26年度 (第91期)	平成27年度 (当期)
売上高 (営業収益)	28,590億円	33,274億円	34,060億円	32,459億円
経常利益	△3,531億円	△1,113億円	△1,130億円	2,416億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△2,434億円	△ 974億円	△1,483億円	1,408億円
1株当たり当期純利益	△ 272.43円	△ 109.01円	△ 166.06円	157.59円
総 資 産	76,351億円	77,775億円	77,433億円	74,124億円

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」等を適用し、当期から「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 平成24年度は、原子力発電所の稼働率の低下により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
3. 平成25年度は、電気料金の値上げなどにより売上高は増加しましたものの、燃料価格の上昇や原子力発電所の稼働率の低下などにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
4. 平成26年度は、原子力プラントが稼働しなかったことにより、火力燃料費が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
5. 平成27年度は、電気料金の値上げを行ったものの、燃料費調整単価が低下したことなどから、売上高は減少いたしました。一方、燃料価格の下落に伴い、火力燃料費が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・オプティコム	330.0億円	100.0%	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス
関電不動産株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
株式会社ニュージェック	2.0	84.0	土木・建築等に関する調査・設計・工事監理
M I D都市開発株式会社	1.0	99.5	ビル開発、住宅分譲、緑化事業
M I Dファシリティマネジメント株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
関電システムソリューションズ株式会社	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
株式会社環境総合テクノス	0.8	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告、水道料金業務の受託

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社関電パワーテック	0.3億円	100.0%	火力・原子力発電設備の 運転・保守管理、産業廃 棄物の処理・再生利用、 石灰灰・資機材等の販売
株式会社関電L&A	0.3	100.0	リース、自動車整備、保 険代理店
カンサイ・エレクトリック・パワー・ オーストラリア・プロプライエタリー・ リミテッド	4.25 (億オーストラリアドル)	100.0	オーストラリアにおける プルートルINGプロジェクトの 開発・操業・管理
*日本原燃株式会社	4,000.0	16.6	ウラン濃縮事業、再処理 事業、廃棄物管理事業、 廃棄物物理設事業
*株式会社きんでん	264.1	33.7	電気・情報通信・環境関 連工事
*株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、 修理、取替および電気制 御機器の製造、販売
*サンロケ・パワー・コーポレーション	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力 発電事業

- (注) 1. 不動産事業の強化を図るため、平成28年4月1日に不動産事業関連会社6社（関電不動産株式会社、MID都市開発株式会社、MIDファシリティマネジメント株式会社、関電ビルマネジメント株式会社、アーバンサービス株式会社、MIDプロパティマネジメント株式会社）を、「開発」、「ビル管理」、「マンション管理」、「ビル運営」といった機能別の4社（関電不動産開発株式会社、関電ファシリティーズ株式会社、関電コミュニティ株式会社、関電プロパティーズ株式会社）に再編しました。
2. \*印は持分法適用の関連会社であり、他は全て子会社であります。
3. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、「電気事業」を中核として、当社グループの保有する通信設備や技術・ノウハウを多面的に活用し、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」のほか、お客さまに最適なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー」、お客さまの安心、快適、便利なくらしをサポートする生活関連サービスおよび省エネルギーに配慮したマンションやビルの開発をはじめとする不動産関連サービスを提供する「生活アメニティ」の各分野で、重点的に事業展開しております。

## (8) 主要な事業所等

### a. 当社の主要な事業所および発電所

#### (a) 事業所

本店（大阪府大阪市）、原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）

#### (b) 発電所

区 分	発電所名	所在地
水力発電所 (出力100,000 kW以上)	喜撰山	京都府
	奥吉野	奈良県
	大河内、奥多々良木	兵庫県
	木曾、読書	長野県
	丸山、下小鳥	岐阜県
	新黒部川第三、音沢、黒部川第四	富山県
火力発電所 (出力1,000,000 kW以上)	堺港、南港、多奈川第二	大阪府
	舞鶴	京都府
	海南、御坊	和歌山県
	姫路第一、姫路第二、相生、赤穂	兵庫県
原子力発電所	美浜、高浜、大飯	福井県
太陽光発電所 (出力10,000 kW以上)	堺太陽光	大阪府

b. 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地
株式会社ケイ・オプティコム	大阪府大阪市
株式会社関電エネルギーソリューション	
関電不動産株式会社	
株式会社かんでんエンジニアリング	
株式会社日本ネットワークサポート	
関電プラント株式会社	
株式会社ニュージェック	
M I D都市開発株式会社	
M I Dファシリティマネジメント株式会社	
関電システムソリューションズ株式会社	
株式会社環境総合テクノス	
関電サービス株式会社	
株式会社関電パワーテック	
株式会社関電L & A	
カンサイ・エレクトリック・パワー・オーストラリア・プロプライアットリー・リミテッド	オーストラリア西オーストラリア州パース市

(9) 使用人の状況

区 分	使用人数	前年度末比増減
電 気 事 業	19,914名	- 714名
情報通信事業	3,258	84
その他の事業	9,917	180
合 計	33,089	- 450

(注) 使用人数は就業人員であり、退職者等を除いております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	4,926億円
株式会社みずほ銀行	2,927
株式会社三井住友銀行	2,527
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,420
三井住友信託銀行株式会社	1,034
日本生命保険相互会社	2,136

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 32万5,370名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
大阪市	83,748千株	9.37%
日本生命保険相互会社	34,328	3.84
神戸市	27,351	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,608	2.42
関西電力持株会	19,971	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,832	2.22
株式会社みずほ銀行	17,378	1.94
MSIP CLIENT SECURITIES	16,695	1.87
高知信用金庫	13,796	1.54
株式会社三井住友銀行	11,128	1.25

(注) 出資比率は、自己株式(45,004,437株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	森 詳 介		ANAホールディングス株式会社社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役 公益社団法人関西経済連合会会長
*取締役社長	八 木 誠		日立造船株式会社社外監査役 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役 電気事業連合会会長
*取締役副社長執行役員	生 駒 昌 夫	電力流通事業本部グループ経営推進本部長 業務全般	東洋テック株式会社社外取締役
*取締役副社長執行役員	豊 松 秀 己	原子力事業本部長	株式会社きんでん社外監査役
*取締役副社長執行役員	香 川 次 朗	お客さま本部長、地域エネルギー本部長 再生可能エネルギー事業戦略室担当 業務全般	
*取締役副社長執行役員	岩 根 茂 樹	総合企画本部長 中間貯蔵推進担当、立地室担当	株式会社きんでん社外監査役
取締役常務執行役員	土 井 義 宏	電力流通事業本部長、経営改革・IT本部長 行為規制担当	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	岩 谷 全 啓	火力事業本部長 環境室担当	
取締役 常務執行役員	八 嶋 康 博	広報室担当、秘書室 担当	
取締役 常務執行役員	杉 本 康	調達本部長 原子燃料サイクル室 担当（サイクル事 業）、経理室担当	
取締役 常務執行役員	勝 田 達 規	総務室担当、経営監査 室担当	
取締役 常務執行役員	湯 川 英 彦	国際事業本部長	ケーピック・ネザー ランド取締役
取 締 役	白 井 良 平	株式会社関電エネ ルギーソリューション 取締役社長	
取 締 役	井 上 礼 之		ダイキン工業株式会 社取締役会長兼グロ ーバルグループ代表 執行役員 阪急阪神ホールデー ィングス株式会社社外 取締役 公益社団法人関西経 済連合会副会長
取 締 役	沖 原 隆 宗		株式会社三菱東京 UFJ銀行特別顧問 損害保険ジャパン日 本興亜株式会社社外 監査役 公益社団法人関西経 済連合会副会長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	小 林 哲 也		近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長 近畿日本鉄道株式会社取締役会長 三重県観光開発株式会社取締役会長 近鉄不動産株式会社取締役会長 株式会社きんえい社外取締役 三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 株式会社近鉄百貨店取締役会長 KNT-CTホールディングス株式会社取締役会長
常任監査役	神 野 栄	(常勤)	コスモエネルギーホールディングス株式会社社外取締役
常任監査役	田 村 康 生	(常勤)	
常任監査役	泉 正 博	(常勤)	
監 査 役	土 肥 孝 治		弁護士 積水ハウス株式会社社外監査役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外監査役 阪急電鉄株式会社社外監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
監 査 役	森 下 洋 一		パナソニック株式会社特別顧問
監 査 役	榎 村 久 子		京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員
監 査 役	十 市 勉		一般財団法人日本エネルギー経済研究所研究顧問

- (注) 1. \*印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役沖原隆宗および取締役小林哲也の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役榎村久子および監査役十市勉の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネージャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役	19名 238百万円 (うち社外取締役 4名 23百万円)
監 査 役	8名 83百万円 (うち社外監査役 5名 31百万円)

- (注) 1. 上記には第91回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名に対する報酬額を含めております。
2. 当事業年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないことといたしました。
3. 株主総会の決議による役員報酬額は次のとおりであります。
- 取締役 月額 75百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)
- 監査役 月額 18百万円以内

### (3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	井上礼之	当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	沖原隆宗	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回に出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	小林哲也	平成27年6月25日就任後に開催した取締役会11回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	土肥孝治	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	森下洋一	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会14回の全てに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	榎村久子	当事業年度に開催した取締役会14回および監査役会14回の全てに出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	十市勉	平成27年6月25日就任後に開催した取締役会11回および監査役会10回の全てに出席し、エネルギー経済・エネルギー政策の研究者としての見地から発言を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

106百万円

b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
303百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当事業年度の監査計画や報酬見積りなどの相当性を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である、関電プラント株式会社の計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が、カンサイ・エレクトリック・パワー・オーストラリア・プロプライアットリー・リミテッドの計算関係書類の監査は、デロイト・トウシュ・トーマツが行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「電力システム改革に向けた課題検討支援業務」、「関西電力病院の運営に関するアドバイザリー業務」および「グループ会計方針統一に関するコンサルタント業務」を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。
- b. 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

#### a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会

および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

#### **b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

#### **c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

#### **d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

**e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

**f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

- (a) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。
- (b) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

- (c) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。
- (d) 取締役は、子会社に対して、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

**g. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項**

取締役は、監査役求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

**h. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

**i. 監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

**j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

**k. 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

取締役は、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

**l. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

**m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項**

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社

外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

## (2) 当該体制の運用状況の概要

### a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。また、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適正・適法かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認している。

取締役は、常務会および各種会議体等において、経営の基本的方向性や行動の規範に従い職務を執行している。なお、平成28年3月には「経営理念」、「私たちの基本姿勢」および「関西電力グループビジョン」を新たに策定するとともに、「関西電力グループCSR行動憲章」の改正を行った。

取締役会は、平成27年度中に14回開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締めの職務の執行状況等に関する報告を受けることにより、取締役の職務の執行を監督している。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。なお、独立性を確保した社外取締役3名、社外監査役4名を置き、取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化し、取締役の職務執行への助言を行っている。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会等の議事録、りん議書等の業務決定文書について、法令および社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理している。

### c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループリスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を平成27年度中に2回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・常務会に報告している。

**d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、会社の機構、業務分掌、職位およびそれらの運用に係る社内規程ならびに各職位の職責と権限に係る社内規程によって業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。なお、平成27年6月の組織改正に伴い、権限の大幅な委譲を行い、意思決定の迅速化を図っている。

また、当社は、平成27年度中に常務会を37回、電力流通経営会議を9回開催し、全般的な業務執行方針、計画および重要な業務執行について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

**e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「C S R 推進会議規程」に基づき、C S R 推進会議を平成27年度中に2回開催し、C S R 活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、毎年C S R の浸透状況について確認を行っている。

また、コンプライアンス委員会を平成27年度中に2回開催し、グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定やグループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整および実施の促進等を行っている。

コンプライアンス相談窓口において、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

**f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

取締役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、子会社を統括するグループ経営推進本部が四半期ごとに決算実績を常務会に報告している。

子会社の事業活動に伴うリスクについて、グループ経営推進本部は、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告している。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、業務の適正確保に必要なC S R、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口において、子会社においてコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取

締役および使用人に対して確保させている。

**g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

取締役は、執行部から独立した組織として監査役室を設置し、監査役室は、12名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査役会の運営等を実施している。

**h. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役直属の監査業務専任のスタッフについて、取締役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査役の意向が尊重されているなど、取締役からの独立性を確保している。

**i. 監査役への報告に関する体制**

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査役に報告を行っている。

**j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

**k. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査業務に必要な費用を確保している。

**l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査役または監査役スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常任監査役開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常任監査役は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

**m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項**

当社は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・常務会に報告している。

# 連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,699,739</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,800,629</b>
電気事業固定資産	3,423,038	社 債	1,140,875
水力発電設備	295,301	長期借入金	1,991,020
汽力発電設備	497,723	使用済燃料再処理等引当金	558,266
原子力発電設備	383,658	使用済燃料再処理等準備引当金	53,174
送電設備	889,742	退職給付に係る負債	357,480
変電設備	394,946	資産除去債務	426,449
配電設備	826,299	繰延税金負債	5,263
業務設備	110,966	その他の固定負債	268,099
その他の電気事業固定資産	24,400	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,381,524</b>
その他の固定資産	663,429	1年以内に期限到来の固定負債	679,726
固定資産仮勘定	462,445	短期借入金	146,526
建設仮勘定及び除却仮勘定	435,098	支払手形及び買掛金	120,527
原子力廃止関連仮勘定	27,346	未払税金	86,289
核 燃 料	526,291	その他の流動負債	348,454
装荷核燃料	90,556	<b>引 当 金</b>	<b>28,487</b>
加工中等核燃料	435,735	濁水準備引当金	28,487
投資その他の資産	1,624,535	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,210,641</b>
長期投資	310,457	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,107,617</b>
使用済燃料再処理等積立金	526,080	資 本 金	489,320
繰延税金資産	429,961	資 本 剰 余 金	66,634
その他の投資等	361,607	利 益 剰 余 金	648,154
貸倒引当金(貸方)	△ 3,572	自 己 株 式	△ 96,492
流 動 資 産	712,732	その他の包括利益累計額	71,047
現金及び預金	128,123	その他有価証券評価差額金	85,930
受取手形及び売掛金	223,031	繰延ヘッジ損益	△ 8,244
たな卸資産	115,014	為替換算調整勘定	17,726
繰延税金資産	61,560	退職給付に係る調整累計額	△ 24,365
その他の流動資産	187,698	非支配株主持分	23,165
貸倒引当金(貸方)	△ 2,695	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,201,831</b>
<b>合 計</b>	<b>7,412,472</b>	<b>合 計</b>	<b>7,412,472</b>

# 連結損益計算書

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>営業費用</b>	<b>2,989,204</b>	<b>営業収益</b>	<b>3,245,906</b>
電気事業営業費用	2,598,144	電気事業営業収益	2,795,781
その他事業営業費用	391,059	その他事業営業収益	450,125
<b>営業利益</b>	<b>(256,702)</b>		
<b>営業外費用</b>	<b>64,624</b>	<b>営業外収益</b>	<b>49,574</b>
支払利息	51,322	受取配当金	8,323
その他の営業外費用	13,302	受取利息	9,167
		固定資産売却益	11,189
		持分法による投資利益	11,318
		その他の営業外収益	9,575
<b>当期経常費用合計</b>	<b>3,053,829</b>	<b>当期経常収益合計</b>	<b>3,295,480</b>
<b>当期経常利益</b>	<b>241,651</b>		
渴水準備金引当又は取崩し	19,796		
渴水準備金引当	19,796		
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>221,855</b>		
<b>法人税等</b>	<b>80,357</b>		
法人税等	24,094		
法人税等調整額	56,263		
<b>当期純利益</b>	<b>141,497</b>		
非支配株主に帰属する 当期純利益	697		
親会社株主に帰属する 当期純利益	140,800		

# 貸借対照表

平成28年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,986,124</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,350,319</b>
電 気 事 業 固 定 資 産	3,508,625	社 長 期 借 入 債 金	1,142,675
水 力 発 電 設 備	300,080	長 期 未 払 債 務	1,633,895
汽 力 発 電 設 備	499,304	リ 一 ス 債 務	39,596
原 子 力 発 電 設 備	390,789	関 係 会 社 長 期 債 務	375
内 燃 力 発 電 設 備	5,666	退 職 給 付 引 当 金	15,240
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	1,625	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	303,754
送 電 設 備	904,734	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	558,266
変 電 設 備	401,432	資 産 除 去 債 務	53,174
配 電 設 備	876,047	雑 固 定 負 債	418,705
業 務 付 設 備	111,811	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,312,242</b>
貸 付 設 備	17,132	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	609,254
<b>附 帯 事 業 固 定 資 産</b>	<b>14,197</b>	短 期 借 入 金	130,000
<b>事 業 外 固 定 資 産</b>	<b>7,721</b>	短 期 借 入 金	78,588
<b>固 定 資 産 仮 勘 定</b>	<b>409,289</b>	未 払 金	36,950
建 設 仮 勘 定	380,430	未 払 費 用	139,513
除 却 仮 勘 定	1,511	未 払 税 金	74,441
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	27,346	未 預 り 金	21,037
<b>核 心 燃 料</b>	<b>526,291</b>	関 係 会 社 短 期 債 務	150,353
装 荷 核 燃 料	90,556	諸 前 受 金	35,543
加 工 中 等 核 燃 料	435,735	雑 流 動 負 債	36,559
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,519,999</b>	<b>引 当 金</b>	<b>28,487</b>
長 期 投 資	174,752	渴 水 準 備 引 当 金	28,487
関 係 会 社 長 期 投 資	419,953	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,691,049</b>
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	526,080	<b>株 主 資 本</b>	<b>707,970</b>
長 期 前 払 費 用	24,932	資 本 金	489,320
繰 上 税 金 資 産	375,015	資 本 剰 余 金	67,031
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 736	資 本 準 備 金	67,031
<b>流 動 資 産</b>	<b>446,969</b>	利 益 剰 余 金	247,896
現 金 及 び 預 金	76,052	利 益 準 備 金	33,133
売 掛 金	168,628	そ の 他 利 益 剰 余 金	214,763
未 収 入 金	25,167	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	134
短 期 投 資	15,000	繰 上 利 益 剰 余 金	214,628
貯 蔵 品	65,676	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 96,278</b>
前 払 費 用	1,264	評 価 ・ 換 算 差 額 等	34,074
関 係 会 社 短 期 債 権	12,639	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	42,408
繰 上 税 金 資 産	55,447	繰 上 利 益 剰 余 金	△ 8,334
雑 流 動 資 産	29,412	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>742,044</b>
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,319	<b>合 計</b>	<b>6,433,093</b>
<b>合 計</b>	<b>6,433,093</b>		

# 損 益 計 算 書

平成27年 4月1日から  
平成28年 3月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	2,659,726	営 業 収 益	2,868,293
電 気 事 業 費 用	2,607,794	電 気 事 業 営 業 収 益	2,806,454
水 力 発 電 費	54,341	電 灯 料	1,063,806
汽 力 発 電 費	860,083	電 力 料	1,530,231
原 子 力 発 電 費	299,651	地 帯 間 販 売 電 力 料	13,510
内 燃 力 発 電 費	4,075	他 社 販 売 電 力 料	26,063
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費	383	託 送 収 益	37,667
地 帯 間 購 入 電 力 料	37,152	事 業 者 間 精 算 収 益	1,178
他 社 購 入 電 力 料	456,424	再 工 ネ 特 措 法 交 付 金	102,526
送 電 費	155,809	電 気 事 業 雑 収 益	30,259
変 電 費	70,809	貸 付 設 備 収 益	1,212
配 電 費	191,051		
販 売 費	80,845		
貸 付 設 備 費	616		
一 般 管 理 費	148,365		
原子力廃止関連仮勘定償却費	748		
再 工 ネ 特 措 法 納 付 金	167,017		
電 源 開 発 促 進 税	51,190		
事 業 税	29,351		
電力費振替勘定(貸方)	△ 124		
附 帯 事 業 営 業 費 用	51,932	附 帯 事 業 営 業 収 益	61,838
蒸 気 供 給 事 業 営 業 費 用	377	蒸 気 供 給 事 業 営 業 収 益	654
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用	46,600	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益	54,056
燃 料 販 売 事 業 営 業 費 用	1,067	燃 料 販 売 事 業 営 業 収 益	1,131
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	3,886	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	5,996
営 業 外 利 益	(208,566)		
営 業 外 費 用	53,478	営 業 外 収 益	45,054
財 務 費 用	47,095	財 務 収 益	25,835
支 払 利 息	46,790	受 取 配 当 金	15,471
社 債 発 行 費	304	受 取 利 息	10,364
事 業 外 費 用	6,382	事 業 外 収 益	19,218
固 定 資 産 売 却 損 失	173	固 定 資 産 売 却 益	11,827
雑 損 失	6,209	雑 収 益	7,391
当 期 経 常 費 用 合 計	2,713,205	当 期 経 常 収 益 合 計	2,913,347
当 期 経 常 利 益	200,142		
渴 水 準 備 金 引 当 金 又 は 取 崩 し	19,796		
渴 水 準 備 金 引 当 金	19,796		
税 引 前 当 期 純 利 益	180,345		
法 人 税 等	61,805		
法 人 税 等	9,086		
法 人 税 等 調 整 額	52,719		
当 期 純 利 益	118,540		

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

関西電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 脇 田 一 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

関西電力株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 脇 田 一 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、有限責任監査法人トーマツ等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の構築および運用の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムの構築および運用に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

### (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成28年5月18日

## 関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 神 野 榮 ㊟

常任監査役(常勤) 田 村 康 生 ㊟

常任監査役(常勤) 泉 正 博 ㊟

監 査 役 土 肥 孝 治 ㊟

監 査 役 森 下 洋 一 ㊟

監 査 役 榎 村 久 子 ㊟

監 査 役 十 市 勉 ㊟

(注)監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役榎村久子および監査役十市勉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 〈会社提案（第1号議案および第2号議案）〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

第1号議案 取締役全員任期満了につき16名選任の件

取締役全員（16名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役16名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生 年 月 日	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1  や ぎ まこと 八 木 誠  昭和24年10月13日	昭和47年 4 月 関西電力株式会社入社 平成11年 6 月 同社経営改革推進室プロジェクトマネ ジャー、工務部長 平成12年 6 月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成13年 6 月 同社支配人中央送変電建設事務所長 平成15年 6 月 同社支配人電力システム事業本部副事 業本部長 平成17年 6 月 同社取締役電力システム事業本部副事 業本部長 平成18年 6 月 同社常務取締役 平成21年 6 月 同社取締役副社長 平成22年 6 月 同社取締役社長（現在に至る） 平成23年 4 月 電気事業連合会会長（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ・日立造船株式会社社外監査役 ・エイチ・ツー・オー リテイリング株式 会社社外取締役 ・電気事業連合会会長	31,800株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に電力流通部門における豊富な業務経験を有し、平成17年6月に取締役に就任以降、原子力事業本部長等を歴任のうえ、平成22年6月からは取締役社長としてリーダーシップを発揮するとともに、平成23年4月からは電気事業連合会の会長として当社グループの価値増大および電力業界の発展に貢献しております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
2 いわ 岩 根 茂 樹 昭和28年5月27日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年12月 同社燃料室燃料計画グループチーフ マネジャー 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成19年6月 同社執行役員企画室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成24年4月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 総合企画本部長 中間貯蔵推進担当、立地室担当 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役	21,500株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>購買部門、燃料部門、企画部門などにおける幅広い業務経験を有し、平成22年6月に取締役に就任以降、平成24年4月から総合企画本部長、平成25年6月から立地室担当、平成28年2月からは中間貯蔵推進担当も務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、平成24年4月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			
3 とよ 豊 松 秀 己 昭和28年12月28日	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成14年6月 同社原子力事業本部原子力企画グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長 （原子力企画、原子燃料担当） 平成17年7月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本 部長、原子燃料サイクル室長 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 原子力事業本部長 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役	23,300株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に原子力部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、平成22年6月から原子力事業本部長を務め、同分野における専門的識見を有するとともに、代表取締役として当社グループの経営を担っております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			

氏名 生 年 月 日	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
4 香 川 次 朗 昭和28年1月3日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部営業計画グループ チーフマネジャー 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 平成18年6月 同社執行役員人材活性化室長 平成19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長 平成25年6月 同社取締役副社長執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 お客さま本部長、地域エネルギー本部長 再生可能エネルギー事業戦略室担当 業務全般 〔重要な兼職の状況〕 ・関西エアポート株式会社社外取締役	22,100株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に営業部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、平成23年6月からお客さま本部長、平成27年6月からは地域エネルギー本部長および再生可能エネルギー事業戦略室担当も務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、平成23年6月からは代表取締役として当社グループの経営を担っております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。</p>			
5 土 井 義 宏 昭和29年10月25日	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー、お客さま本部マルチサー ビスネットワークグループチーフマネジャー 平成16年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人和歌山支店長 平成18年6月 同社執行役員和歌山支店長 平成19年6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業 本部長、ネットワーク技術部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 電力流通事業本部長、経営改革・IT 本部長 行為規制担当	16,980株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に電力流通部門における豊富な業務経験を有し、平成21年6月に取締役に就任以降、経営改革・IT本部長、平成23年6月からは電力流通事業本部長および行為規制担当も務め、これらの分野における専門的識見を有しております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
6 八嶋 康博 昭和28年9月21日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成14年12月 同社企画室企画グループチーフマネジャー 平成16年6月 同社企画室企画グループチーフマネジャー、 企画室取引管理グループチーフマネジャー 平成18年6月 同社燃料室長 平成20年6月 同社執行役員燃料室長 平成21年6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成23年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 広報室担当、秘書室担当	20,700株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  主に燃料部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、平成23年6月に取締役に就任以降、広報室担当および秘書室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。  これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。</p>			
7 もり 森 もと 本 たかし 孝 昭和30年9月5日	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社企画部長 平成19年6月 同社執行役員大阪南支店長 平成21年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成23年11月 同社執行役員企画室長 平成24年4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、 経営企画部門統括 平成26年6月 同社執行役員総合企画本部 本部事務 局長、総合企画本部副本部長、経営企 画部門統括 平成27年6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理 （経営企画部門）、総合企画本部 本部 事務局長（現在に至る）	9,003株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  主に営業部門や企画部門における豊富な業務経験を有するとともに、平成27年6月から常務執行役員として総合企画本部長代理（経営企画部門）および総合企画本部 本部事務局長を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者としました。</p>			

氏名 生 年 月 日	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
8 まぎもと やよし 杉 本 康 昭和30年4月23日	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社企画室I R推進プロジェクトチーム チーフマネジャー、経理部長 平成19年6月 同社執行役員東京支社長 平成22年6月 同社執行役員経理室長 平成26年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 調達本部長 原子燃料サイクル室担当（サイクル 事業）、経理室担当	19,200株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主に経理部門における豊富な業務経験を有し、平成26年6月に取締役に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）および経理室担当、平成27年6月からは調達本部長も務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。</p>			
9 かつ だ ひろ のり 勝 田 達 規 昭和28年1月8日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成12年10月 同社グループ経営推進室附株式会社 かんでんジョイライフ出向 平成17年6月 同社支配人グループ経営推進本部副本 部長（生活アメニティ担当） 平成18年6月 同社執行役員京都支店長 平成21年6月 同社執行役員総務室長 平成23年6月 同社常務執行役員総務室長 平成25年6月 同社常務執行役員総務室担当、経営監 査室担当 平成27年6月 同社取締役常務執行役員（現在に至る） 〔現在の担当〕 総務室担当、経営監査室担当	9,110株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>総務部門、グループ経営部門、子会社社長などの幅広い業務経験を有し、平成27年6月に取締役に就任以降、総務室担当および経営監査室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有しております。</p> <p>これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としました。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
10 湯川英彦 昭和30年3月25日	昭和55年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社経理室財務グループチーフマネージャー 平成19年6月 同社企画室国際担当室長 平成22年6月 同社執行役員企画室国際担当室長 平成23年6月 同社執行役員国際室長 平成25年6月 同社常務執行役員国際室担当 平成27年6月 同社取締役常務執行役員 (現在に至る) [現在の担当] 国際事業本部長 [重要な兼職の状況] ・ ケーピック・ネザーランド取締役	15,400株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  電力流通部門、国際部門、アジア開発銀行出向などの幅広い業務経験を有し、平成27年6月に取締役  に就任以降、国際事業本部長を務め、同分野における幅広い識見を有しております。  これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補  者となりました。</p>			
11 井上富夫 昭和30年9月29日	昭和55年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社人事部長 平成19年6月 同社人材活性化室長 平成22年6月 同社執行役員企画室CSR、経営・品 質管理担当室長、原子力保全改革推進 室長 平成24年4月 同社執行役員総合企画本部副本部長、 CSR・経営管理部門統括、原子力・ 安全品質推進部門統括 平成25年6月 同社常務執行役員総合企画本部長代理 (CSR・経営管理部門、原子力・安 全品質推進部門)、人材活性化室担当 (現在に至る) [重要な兼職の状況] ・ 株式会社かんでんエルハート取締役社長 ・ 社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長	12,000株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  主に人材活性化部門や企画部門における豊富な業務経験を有するとともに、平成25年6月から常務執  行役員として総合企画本部長代理 (CSR・経営管理部門、原子力・安全品質推進部門) および人材活  性化室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うに  ふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者となりました。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
12 お大 石 富 ひ彦 昭和30年1月17日	昭和55年4月 関西電力株式会社入社 平成18年6月 同社土木部長 平成19年6月 同社執行役員北陸支社長 平成21年6月 同社執行役員土木建築室長 平成27年6月 同社常務執行役員水力事業本部長、研究開発室担当、土木建築室担当（現在に至る）	15,600株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  主に土木建築部門における豊富な業務経験を有するとともに、平成27年6月から常務執行役員として水力事業本部長、研究開発室担当および土木建築室担当を務め、これらの分野における専門的識見を有していることを踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者となりました。</p>			
13 しら い りょう へい 白 井 良 平 昭和28年8月5日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部管理グループチーフマネージャー 平成15年6月 同社支配人滋賀支店長 平成18年6月 同社支配人火力センター所長 平成19年6月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成21年6月 同社執行役員企画室CSR・品質管理担当室長、原子力保全改革推進室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成25年6月 同社取締役（現在に至る） 平成25年6月 株式会社関電エネルギーソリューション取締役社長（現在に至る）	27,800株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  主に火力部門における豊富な業務経験を有し、平成22年6月に取締役に就任以降、平成25年6月まで原子力事業本部長代理および原子燃料サイクル室担当（原燃契約）を務め、同分野における幅広い識見を有するとともに、平成25年6月からは株式会社関電エネルギーソリューションの取締役社長として同社の経営を担っております。  これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者となりました。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
14  井上礼之 昭和10年3月17日	<p>平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長  平成7年5月 同社取締役会長兼社長  平成8年6月 同社取締役社長  平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事  (平成13年5月 退任)  平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長  平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO  平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る)  平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長  (現在に至る)  平成26年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼  グローバルグループ代表執行役員(現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイキン工業株式会社取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員</li> <li>・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役</li> <li>・公益社団法人関西経済連合会副会長</li> </ul>	1,000株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員や阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。</p> <p>これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者としました。</p> <p>なお、井上氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。</p>			

氏名	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
15 おき ほん たか むね 沖 原 隆 宗 昭和26年7月11日	<p>平成16年5月 株式会社U F J 銀行取締役頭取 平成16年6月 株式会社U F J ホールディングス取締役 平成17年10月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員 (平成20年4月 退任) 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J 銀行副頭取 平成20年4月 同社取締役副会長 平成22年6月 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ取締役会長 (平成26年6月 退任) 平成23年5月 公益社団法人関西経済連合会副会長 (現在に至る) 平成26年5月 株式会社三菱東京U F J 銀行特別顧問 (現在に至る) 平成26年6月 関西電力株式会社社外取締役 (現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社三菱東京U F J 銀行特別顧問</li> <li>・損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役</li> <li>・公益社団法人関西経済連合会副会長</li> </ul>	なし	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループの取締役会長や株式会社三菱東京U F J 銀行の取締役副会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、損害保険ジャパン日本興亜株式会社社外監査役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じることなく、独立性を有していると判断しております。</p> <p>これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者となりました。</p> <p>なお、沖原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。</p>			

氏名 生 年 月 日	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
16  こ ばやし てつ や 小 林 哲 也  昭和18年11月27日	平成19年 6 月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長 平成27年 4 月 近鉄グループホールディングス株式会 社取締役会長 (現在に至る) 平成27年 4 月 近畿日本鉄道株式会社取締役会長 (現 在に至る) 平成27年 6 月 関西電力株式会社社外取締役 (現在に 至る) (重要な兼職の状況) ・近鉄グループホールディングス株式会 社取締役会長 ・近畿日本鉄道株式会社取締役会長 ・三重県観光開発株式会社取締役会長 ・近鉄不動産株式会社取締役会長 ・株式会社さんえい社外取締役 ・三重交通グループホールディングス株 式会社社外取締役 ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 ・株式会社近鉄百貨店取締役会長 ・KNT-CTホールディングス株式会 社取締役会長	なし	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近鉄グループにおいて、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役会長や近畿日本鉄道株式会社の取締役会長に就任している他、株式会社さんえい社外取締役、三重交通グループホールディングス株式会社社外取締役および株式会社近鉄エクスプレス社外取締役などに就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断しております。</p> <p>これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断していることから、取締役候補者としました。</p> <p>なお、小林氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。</p>			

- (注) 1. 井上礼之、冲原隆宗および小林哲也の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、井上礼之、冲原隆宗および小林哲也の各氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 小林哲也氏が近畿日本鉄道株式会社の取締役として在任中の平成25年12月に、同社は、同社が運営し、同社子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等およびホテル施設のメニュー等において、不当品類及び不当表示防止法に違反する表示があったことに関して、消費者庁長官から措置命令を受けました。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は13年、冲原隆宗氏は2年、小林哲也氏は1年であります。
5. 当社は、井上礼之、冲原隆宗および小林哲也の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役泉正博氏は、本株主総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
樋口幸茂 昭30年8月4日	昭和56年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社経理室予算グループチーフマネジャー 平成19年6月 同社火力センター所長 平成22年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 火力事業本部副事業本部長 平成25年6月 同社執行役員火力事業本部副事業本部長、 火力建設部門統括 平成27年6月 同社執行役員火力事業本部副事業本部長、 火力開発部門統括 (現在に至る)	7,436株	なし
【監査役候補者とした理由】 主に火力部門における豊富な業務経験を有し、平成22年6月に執行役員として火力事業本部副事業本部長に就任以降、平成27年6月から火力開発部門統括を務めるなど、同分野における専門的識見を有していることを踏まえ、当社の監査を担うにふさわしいと判断していることから、新たに監査役候補者となりました。			

## <株主からのご提案全般に対する取締役会の意見>

第3号議案から第24号議案までは、株主からのご提案によるものであります。取締役会としては、第3号議案から第24号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、原子力発電、原子燃料サイクル、電力システム改革およびCSRに関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

原子力発電については、「安全確保」を大前提に、「エネルギーセキュリティの確保」、「経済性」および「地球環境問題への対応」の観点から、引き続き重要な電源として活用していく必要があること、また、国のエネルギー基本計画においても、「重要なベースロード電源」と位置づけられていることから、安全確保を大前提に、原子力発電を活用してまいります。あわせて、競争力のある火力電源の開発・導入、再生可能エネルギーの普及・拡大を推進してまいります。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、地元のみならずのご理解を賜わりながら、早期に再稼働したいと考えております。

原子燃料サイクルについては、国のエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針とすることとされており、引き続き推進してまいります。

電力システム改革については、真にお客さまおよび株主のみならずの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、今後も、国等の検討に積極的に協力していくことに加え、この改革を実効的なものとするためには、技術的課題への対応や原子力をはじめとする事業環境の整備が必要と考えており、その検証と必要な措置を国等に対して引き続き求めていくとともに、これらの課題解決に最大限取り組んでまいります。また、本年4月に実施された電力小売全面自由化については、お客さまの選択肢拡大に資するものであり、徹底した経営効率化に加え、より付加価値の高いサービスの提供や他エリアでの販売拡大等を通じて、競争に打ち勝てる企業グループへと変革を進めてまいります。

CSRについては、「経営理念」において社会的責任を全うすることを安全最優先とともに経営の基軸に位置づけ、さらに「関西電力グループCSR行動憲章」において、CSR行動原則を掲げております。これらに基づき全ての事業活動を展開し、社会のみならずからの信頼を確固たるものにしてまいりたいと考えております。

なお、株主からのご提案のうち、定款変更議案の多くは業務執行に関するものであります。機動的かつ柔軟な事業運営を確保する観点から、具体的な業務執行については取締役会が適宜決定していくことが相当であり、定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

## （株主(34名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)）

第3号議案から第8号議案までは、株主(34名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(34名)の議決権の数は、549個であります。

### 第3号議案 定款一部変更の件(1)

#### ▼提案の内容

〔第1章 総則〕第2条中、「本公司は、次の事業を営むことを目的とする。」を「本公司は、持続可能で自足的なエネルギー利用を実現し、地球環境を保護するため、化石燃料エネルギーと原子力エネルギーへの依存からの脱却を進めるとともに再生可能エネルギーを基盤とした省エネルギー型の電力システムを形成し、効率的なエネルギー・サービスを供給することを目的として、次の事業を営む。」に改める。

#### ▼提案の理由

現在の定款では事業目的を記す第2条は、事業目的ではなく、事業内容を列挙しているだけである。以下の理由から、事業目的、ビジョンを入れることを提案する。

2015年のCOP21で採択された「パリ協定」において、すべての締約国が、産業革命以降の地球平均気温上昇を2度未満に抑制する長期目標に合意した。今世紀の後半には、温室効果ガスの排出量をほぼゼロに近づけることを意味しており、諸国は脱炭素社会を目指して動いている。原子力エネルギーは一時期、代替エネルギーとして期待されたが、長年にわたるリスク管理を要し、事故時の損害が極めて大きいため、電気事業上もリスクが大きい。

持続可能な社会を実現するためには、再生可能エネルギーを基盤としたエネルギー・システムと省エネルギー社会の実現が求められる。そのための高度な電力システムの形成と技術的サービスが電力会社の使命である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、原子力発電については、火力発電および再生可能エネルギーとともに、引き続き活用してまいります。

また、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に加え、高効率、高品質、高信頼度の電力流通システムであるスマートグリッドの構築などにより、お客さまと社会の省エネルギーの実現に貢献してまいります。

### 第4号議案 定款一部変更の件(2)

#### ▼提案の内容

〔第3章 株主総会〕第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し全面開示する。

#### ▼提案の理由

株主総会において、参加者が発言した内容を議事録で確認できることは、よりよい討議をする上での基本的な条件である。株主が総会で発言したことが、会社側に正しく伝わっているのか、誤解されていないかを確認できることも重要である。ところが、これまで作成されてきた議事録は議事内容を要約したものであり、討議内容の詳細を確認できるものになっていない。そのため、議事録の全面開示を求める。なお、これまでの総

会においては筆記による記録作成が行われているが、こうした記録が無駄になっているのが現状である。このような記録の活用が求められる。

また、開示の方法にも課題がある。現在の議事録は、株主が手続きをして初めて議事録を入手することができ、株主でない一般の市民には入手することができないため、株主以外の市民に対しても開示する必要がある。これは、株主以外の市民の信頼を得ることもつながる。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、従来から、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

## 第5号議案 定款一部変更の件(3)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第7章 C S Rに基づく事業運営

第43条 本会社の事業と社会とともに持続可能なものにし、あらゆる人々との共生、ならびに生態系との共生を図る。現在の人々だけでなく将来世代の人権、貧困からの自由、平和を守るという本会社の社会的責任を果たすためのマネジメントと対話に取り組む。このため必要な方針、目標を定め、定期的に見直すしくみをつくる。

### ▼提案の理由

C S Rへの取り組みにおいて重要なことは、事業の社会的影響を改善することと、利害関係者（事業により影響を受ける全ての人々：顧客、労働者、地域住民など）との対話である。これらを改善し、有効なものとするためには、取り組みの評価と見直し機能が、事業へ反映されることが必要である。

現在、C S Rの方針としては「関西電力グループC S R行動憲章」が策定され、C S Rの進捗報告としては毎年グループ・レポートが発行されている。しかし、各取り組み項目において目標や、何を持って目標達成と判断するか基準が明確にされていないため、取り組みの評価の妥当性を判断できない。行動憲章等を単なる題目に終わらせず、取り組みを改善していくために、C S Rの取り組みをマネジメントするしくみの導入を提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載の「関西電力グループC S R行動憲章」において、「お客さまに選ばれる商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」、「よりよき環境の創造を目指した積極的な取り組み」、「地域社会の発展に向けた積極的な貢献」、「人権の尊重とダイバーシティを活かした良好な職場環境の構築」、「透明性の高い開かれた事業活動」および「コンプライアンスの徹底」の6つのC S R行動原則を掲げ、各取り組みを評価しながら全ての事業活動を展開しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

## 第6号議案 定款一部変更の件(4)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第7章 C S Rに基づく事業運営

第44条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。  
利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

### ▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社は、グループ・レポートの発行やウェブサイトでの情報発信、直接対話などに取り組んでいるものの、さらなる情報の開示や納得のできる説明を求める声は多い。例えば、2015年の電気料金の値上げをめぐる、燃料等費用計算、経営効率化、料金体系などに対し様々な疑問、意見が当社に対して出された。当社の説明、根拠の開示が十分でないという意見もある一方、市民の納得を得ることが困難である背景には当社への不信もあると見られる。このような不信を解消していくためには値上げ時の説明だけでなく、日頃からの対話、情報開示が重要である。

しかし、これまでのように、開示内容が法的要求を満たしていることでよしとしたり、自己満足的な情報開示に留まっていたり、利害関係者の納得も、信頼も得ることはできない。そのため、利害関係者の関心・意見を把握しつつ対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載の「関西電力グループC S R行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をC S R行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて積極的な情報開示を行うとともに、地域や社会のみならず双方のコミュニケーションの展開に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

## 第7号議案 定款一部変更の件(5)

### ▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第7章 C S Rに基づく事業運営

第45条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備と事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

### ▼提案の理由

経営効率化は本来望ましいことであるが、当社の業務、競争力の基盤を損ねつつある傾向が見られ、効率化の中身が問われている。設備の形成・維持、人材育成などがおろそかになり、当社の技術的・組織的な基礎力が損なわれれば、競争はより厳しいものとなり、社会の信頼を得ることも困難になる。

設備の面では、設備の修繕費が2009年度には2,862億円であったが、14年度には1,846億円へと約35%削減されている。そのため、下請け会社の技能労働者が減っている。設備の管理水準についてデータが開示され、目標が管理されるべきであるが、この

ような情報は明らかにされていない。

設備を支えるのは人材であるが、精神疾患が労組大会で問題になり、若年者の退職など、人材の喪失が進んでいる。これらについても管理水準についてのデータ、管理状況について情報が明らかにされていないことが課題である。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、安全を最優先に、電気の品質・信頼度を確保し、設備の保全に万全を期すために、必要な経営資源を投入しております。

また、従業員のやる気・やりがいにも配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を推進しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

## 第8号議案 定款一部変更の件(6)

### ▼**提案の内容**

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

#### 第7章 CSRに基づく事業運営

第46条 本会社の事業が電力需要を喚起している側面、エネルギー・電力政策の形成に大きな影響を与えている側面を直視し、本会社の社会的責任を果たすため、省エネルギー社会づくりとこれに対応した事業を進める。

### ▼**提案の理由**

負荷の平準化のための夜間電力料金や、電化の推進などは、電力需要の拡大につながっている。電気によるサービスが向上するほど電力需要が増えるという課題がある。

また、電力会社は需要家に対して一定の影響力を持ち、ライフスタイルや電気の使い方誘導してきた。そのため、省エネルギーにつながる情報提供や提案をすることもできる。その一方で、電力会社はエネルギー・電力政策の形成において発言、リードする役割も果たしてきた。市民社会は、そのような電力会社の動きが、真に社会を豊かにするかどうか、持続可能な社会の実現に資するかどうかを見守っている。影響力が大きいほど、社会的責任が求められる。

省エネルギー社会の実現は、市民やNPOに情報提供し、その支持を得ながら、政府の政策にも働きかけていくことが求められる。政府に対しては、省エネルギーを推進することで電気事業者が利益を得られるしくみを求めていく必要がある。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に取り組んでおります。また、自治体などの地域のみなさまが進めるスマートコミュニティづくりに向けた取組みなどに参加しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

## (株主(119名)からのご提案(第9号議案から第15号議案まで))

第9号議案から第15号議案までは、株主(119名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(119名)の議決権の数は、915個であります。

### 第9号議案 剰余金処分の件

#### ▼提案の内容

当期末における剰余金の配当については、1株当たり金5円とする。配当財産の総額は、5円に発行済株式総数(自己株式を除く)を乗じた額とする。

また、剰余金の配当が効力を生じる日は、第92回定時株主総会の日とし、配当金の支払開始日は、7月19日とする。

#### ▼提案の理由

当社は原発を再稼働すれば、利益が出て、電気代も値下げできるといって再稼働をすすめている。しかし3月9日、大津地裁で高浜3、4号の運転差し止め仮処分の決定が出た。2年続けて司法が原発を止めた。司法の判断を受けて、当社は原発の再稼働をあきらめ、廃炉をすすめるべきだ。老朽原発の運転延長より、今すぐに廃炉にしたほうが経費ははるかに安い。高浜1、2号の40年以上の運転延長のための工事には、2160億円かかるという。一方美浜1、2号の廃炉費用は、2基合計で約680億円なので、3分の1以下だ。

また当社が、まったく動かなくても年間維持費を負担している北陸電力の志賀原発は敷地内に活断層があることが3月に再確認された。再稼働は認められない可能性が高い。日本原電の敦賀原発も同様だ。美浜3号、高浜1、2号を廃炉にして、工事費用を節約。敦賀、志賀原発を廃炉してもらい、浮いた費用の一部を配当に回すことを提案する。

#### ○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分するため、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的な配当の維持に努めてまいります。

平成27年度は、燃料価格の下落などの一時的な収支改善要因により黒字となりましたが、毀損した財務体質の改善が急務であるところ、本年3月の大津地方裁判所による高浜発電所3、4号機の運転差し止めの仮処分決定により、同プラントの再稼働時期の見通しが立たないことなどから、平成28年度以降の収支状況について、具体的に見通せない状況であります。このため、誠に申し訳ございませんが、当年度の配当は無配といたしたいと存じます。

当社は、毀損した財務体質の改善を図るとともに、競争力の源泉である原子力プラントの再稼働や徹底した経営効率化等に取り組み、早期復配をはじめとする株主のみなさまのご期待にお応えしてまいりますので、何卒ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

なお、当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(45頁)に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。本提案は、原子力プラントを再稼働させずに廃炉を進め、剰余金の配当を実施することを求めるものであり、賛同いたしかねます。

## 第10号議案 取締役解任の件

### ▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 八木 誠

### ▼提案の理由

- 1 福島原発の事故が今なお継続し、被害が拡大する中、圧倒的な国民の反対の声を無視して、老朽原発の再稼働を進め、周辺地域のみならず日本全体を危険にさらそうとしている。
- 2 4年に渡って株主総会で筆頭株主の大阪市を始めとする自治体や団体から「脱原発」への多くの株主提案がなされ、株主から多大な賛成を得ているにも拘わらず、まともな答弁もせず、全て無視して逆に「原発依存」を強化している。
- 3 原発依存体質が、赤字を招き、株価を低落させ、配当もなく、株主に多大な損害を与え続けている。
- 4 経営環境の悪化を電気料金の値上げと従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎ、一方で不必要な役員・顧問を多数かかえ不当に高い報酬を支払っている。
- 5 不必要な『中間貯蔵施設』の建設を目指し、周辺自治体に不安と混乱をもたらしている。
- 6 毎年の株主総会での指摘を無視し、多くの社員を地方議員として活動させ公益企業の信頼を大きく損なっている。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い、忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任を求められる事由はありません。

## 第11号議案 定款一部変更の件(1)

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬開示)

第31条の2 取締役の報酬に関する情報を全て個別に開示する。

### ▼提案の理由

3月9日の仮処分裁判で停止決定の出た高浜原発3、4号はプルトニウム混合のMOX燃料を使用している。MOX燃料はウラン燃料より毒性が強く危険なうえ、ウラン燃料（1本約1億円）の9倍（1本約9億円）の価格であることが、朝日新聞の調査でわかった。高浜3号には24本、4号には4本のMOX燃料が入っているので224億円余分にかかっていることになる。しかも使用済みMOX燃料の処分が何も決まってないので、使用後は使用済み燃料プールに置かれるが、発熱温度が高く危険である。稼働させることは当社に損害をもたらす。

当社は原発停止で火力燃料費が赤字を招いたとして3年間で二度の値上げを行ったが、そもそも電源構成の50%以上も原発に依存した経営陣の失態ではないのか。今後も原発依存を貫けば、老朽原発の修理費、MOX燃料費、事故保険等当社を経営窮地に追い込む。役員の責任を明らかにし、情報の公開性を高めることが必要だ。

他の株主（2名）から同一の趣旨のご提案があります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、879,404個であります。

▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、平成25年5月からわずか2年で2度にわたり大幅な電気料金の値上げが実施され、かつ、平成28年5月に予定していた電気料金の値下げが撤回されている。こうした状況も踏まえて、需要家へのコスト削減に関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役との協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を開示することが株主のみなさまにとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬等の総額を開示しております。

このような取扱いは、適法かつ一般的なものと考えております。

## 第12号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 プルトニウムの分離、使用の禁止

第47条 当社は使用済み核燃料を再処理せず、直接処分とする。

▼提案の理由

核兵器と戦争の廃絶をめざす科学者らの国際組織「パグウォッシュ会議」に参加した科学者たちは、昨年11月、安倍首相に日本におけるプルトニウムの分離を無期限に停止するよう要請する書簡を送った。日本は約48トンものプルトニウムを保有しながら、青森県六ヶ所村の再処理工場ですらに使用済み核燃料からプルトニウムを取り出そうとしている。しかも日本は電力全面自由化のもと、電力会社の経営状態が悪化しても、再処理、そしてプルサーマルを続けられるよう「再処理等拠出金」制度を2月に閣議決定した。

もんじゅは数々の法令違反があり、運転主体さえ見つけられていない。再処理で取り出したプルトニウムは、高速増殖炉で燃やしてもっと増やすと国は説明してきたが、核燃料サイクルは完全に破綻した。膨大な投資をして再処理をする意味はまったくない。大義なき再処理は当社を、そして日本を破綻させる。危険で金のかかる再処理からの撤退を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子燃料サイクルについては、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、資源の有効利用等の観点から、その推進が国の基本的方針とされており、引き続き推進してまいります。

### 第13号議案 定款一部変更の件(3)

#### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第9章 原子力発電所廃炉検証委員会

第48条 当社は原子力発電所の速やかで安全な廃炉のために原子力発電所廃炉検証委員会を設置する。

#### ▼提案の理由

運転開始から40年で原則として廃炉とすることが、原子炉等規制法に明記されている。老朽原発は、中性子を浴び続け原子炉や炉内構造物が脆化する等の問題を抱えるためだ。これは東京電力福島第一原発事故の教訓から導き出されたルールだ。

高浜原発1、2号機は運転期間40年を超え、美浜3号機は今年40年だ。これらの原発の運転期間20年延長は深刻な事故のリスクを高め、住民の健康や環境を危険に晒す。

新規制基準に適合するためなどに莫大なコストが必要だが、電力自由化の環境の中、安全対策費にはコストカットの圧力がかかっている。一方、自然エネルギー技術は進歩している。コストは低下し、発電効率は上がっている。

老朽原発の維持より、自然エネルギーや省エネに投資すれば、リターンはより高く、リスクはより低いと考える。老朽原発の安全性にかかる技術的データや経済性に関わるデータを公開し、安全性と経済性を検証する委員会をつくるべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力プラントは、法令により、原子力規制委員会の認可が得られれば40年を超える運転が認められており、当社は、運転期間延長認可申請を行った原子力プラントについて、原子力規制委員会の審査等に真摯に対応してまいります。

美浜発電所1、2号機については、廃止措置技術センターを設置して、廃止措置計画の認可申請を行っており、原子力規制委員会の認可後、廃止措置工事を安全最優先で確実に進めてまいります。

### 第14号議案 定款一部変更の件(4)

#### ▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第10章 原子力発電所避難計画検証委員会

第49条 当社は原子力発電所の周辺自治体と共に実効性のある避難計画を策定するため、原子力発電所避難計画検証委員会を設置する。避難計画ができていない原発は稼働しない。

#### ▼提案の理由

当社は財務状況の悪化を逃れるため、老朽原発の再稼働頼みの道を進んできた。再稼働の条件でもあった地元の合意と災害時の避難計画策定がぎわめて不十分なまま見切り発車してしまったが、注目を集める中、早くもトラブル続きである。初歩的なミスでさえ大事故につながりかねないのが老朽原発の危険性である。放射能は県境など関係なく風向きにより拡散する。影響下の全自治体の合意が必要であり、福島事故の反省の上で

の綿密な、実効性のある避難計画が必要だ。貴重な水源琵琶湖を抱える関西に於いてはなおさらである。具体的に避難手段、避難先との連絡、避難経路、除染、避難弱者の問題、広報など訓練を何度も繰り返し、問題点をクリアしてこそその避難計画である。避難計画に責任のある自治体は当社に脱原発提案をしたり、当社や国に様々な要望を出しているが実現していない。大津地裁の仮処分決定でも厳しく批判されている。原発を止めるしかない。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、安全性が確認された原子力プラントについては、地元のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼働したいと考えております。

避難計画については、国により法改正や原子力災害対策指針の整備がなされ、関係自治体は、これらに基づき、住民避難を含む地域防災計画を改定しております。当社は、迅速で的確な通報、事故情報の提供、事故制圧などの訓練を実施することはもとより、関係自治体の要請に基づき、できる限りの協力を行ってまいります。

## 第15号議案 定款一部変更の件(5)

### ▼**提案の内容**

当社の定款に以下の章を新設する。

#### 第11章 脱原子力発電

第50条 当社は原子力発電による発電をしない。

### ▼**提案の理由**

株主として一言申し上げたい、「怒れ関電！」と。政府は電気料金を引き下げのために、制度設計も不十分な状態で電力の完全自由化に踏み出した。トータルの発電コストが下がるわけもなく、誰が安定供給の責任を持ってくれるのかも不明な制度だ。こうなったからには、電力会社は一般企業として経営を安定させるための提案を行うべきである。

まず主張すべきなのは、いつ再稼働するかも分からず、経営の足かせにしかならない国策の原子力発電を電力会社の経営から外してもらうことである。強制された国策の遂行のために、経営者が被告人扱いされる可能性があるような技術は受け入れることができないはずだ。原発を抱える限り、緊急停止や仮処分決定による稼働禁止などの経営危機がいつやってくるか分からない。また高浜1、2号機のような老朽原発に頼った経営は株主にとって許しがたい行為だ。原発の再稼働に頼らない経営方針を株主に示すことを提案する。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に引き続き活用するとともに、原子力発電を担う事業者が予見性をもって長期の事業を計画・実行できる事業環境整備に必要な措置を国等に対して引き続き求めるなど、電力システム改革における課題解決に最大限取り組んでまいります。

〈株主(2名)からのご提案(第16号議案から第19号議案まで)〉

第16号議案から第19号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、879,404個であります。

第16号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

〔第1章 総則〕に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(45頁)に記載の「関西電力グループCSR行動憲章」において、「透明性の高い開かれた事業活動」をCSR行動原則の一つとして掲げ、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

なお、本議案のような規定は、日経500種平均株価採用銘柄の各社の定款にも見当たらず、定款とは別に定めることが一般的な取扱いであると考えます。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第17号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第51条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、原子力発電については、火力発電や再生可能エネルギーとともに、引き続き活用してまいります。

火力発電については、電源入札を実施するとともに、相生発電所での天然ガス利用や赤穂発電所での石炭利用のための取組みを進めており、今後もグループ全体で競争力のある火力電源の開発・導入を管内・管外において進めてまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

#### 第18号議案 定款一部変更の件(3)

##### ▼**提案の内容**

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

##### （事業形態の革新）

第52条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

##### ▼**提案の理由**

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、国では平成27年4月に広域的運営推進機関を設立し、平成28年4月に電力小売りの全面自由化を開始するとともに、最終段階である送配電部門の分離に向けた法制度の整備が行われたところである。

東京電力は平成28年4月から先行して実施しているが、可能なかぎり早期に持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離を進め、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、真にお客さまおよび株主のみなさまの利益につながる最適な電力システムの実現に向け、取り組んでまいります。

また、電力システム改革で求められている送配電部門の中立性の確保を前提としたうえで、各事業の競争力強化とグループ全体最適が実現できる体制やしくみを構築してまいりますと考えております。

#### 第19号議案 定款一部変更の件(4)

##### ▼**提案の内容**

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

## 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

### (電力需要の抑制と新たなサービスの展開)

第53条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

#### ▼提案の理由

今年4月から始まった電力小売全面自由化に伴う環境的に確に対応するためにも、本会社の経営体質を強化し、顧客指向の低廉で安定した電力供給を確保するためには、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業をより一層積極的に展開するべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、一般のご家庭を中心としたお客さまの電気ご使用状況の見える化サービス「はぴeみる電」の普及・拡大や、法人のお客さまへのエネルギー使用状況に応じた省エネルギーのコンサルティング等、エネルギーの効率的利用に資するサービスメニューおよび商品の提供に積極的に取り組んでおります。

スマートメーターについては、平成27年度末時点において、国内トップレベルの導入率を達成し、電力自由化に伴うスマートメーター取替工事にも確実に対応しております。また、平成34年度末までに全てのお客さまへの導入を予定しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

#### (株主(1名)からのご提案(第20号議案から第23号議案まで))

第20号議案から第23号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、837,479個であります。

#### 第20号議案 定款一部変更の件(1)

##### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

## 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

### (脱原発と安全性の確保)

第54条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
  - (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
  - (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
  - 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実になる場合において

のみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

#### ▼提案の理由

原発に過酷事故が発生すると、広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され、株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。関電は、脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も、万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

なお、大津地裁での原発停止仮処分決定により、経営リスク拡大や株主利益毀損が明確になっており、関電は事態を直視し国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（45頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全性の向上に取り組んでおり、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となるしくみが導入されております。なお、これら法令等の見直しに当たっては、国や事業者間の負担のあり方を一層明確化していただくよう求めてまいります。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、エネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示され、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的有望地について平成28年中の提示を目指すとしております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携してまいります。

### 第21号議案 定款一部変更の件(2)

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（安全文化の醸成）

第55条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

#### ▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、平成16年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を通じて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

平成26年8月には、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を通じて、将来世代まで引き継いでいく原子力安全に係る理念を社内規程として明文化したうえで、原子力安全に関する取組みを実践するなど、安全文化の発展に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

## 第22号議案 定款一部変更の件(3)

### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

### ▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

## 第23号議案 定款一部変更の件(4)

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

### ▼提案の理由

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、原発に関する国の責任体制が明確でない中、大津地裁判決に見られる様な司法リスクが顕在化し、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。そして、経営の客観性及び透明性を高めるため取締役のうち社外取締役を過半数とし、経営監督機能向上のために指名委員会等設置会社への移行も視野に入れるべきである。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化しております。

現下の経営課題に対処していくため、第1号議案として提案させていただいている当社の取締役としてふさわしい能力、経験、識見等を有する16名の候補者の選任が最適であり、本提案のように規定を変更する必要はないと考えます。

### 〈株主(1名)からのご提案(第24号議案)〉

第24号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、41,925個であります。

第24号議案 定款一部変更の件

#### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第12章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発依存と安全性の確保)

第56条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

#### ▼提案の理由

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(45頁)に記載のとおり、原子力発電については、引き続き活用してまいります。

火力発電については、電源入札を実施するとともに、相生発電所での天然ガス利用や赤穂発電所での石炭利用のための取組みを進めており、今後もグループ全体で競争力のある火力電源の開発・導入を管内・管外において進めてまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き普及・拡大を推進してまいります。

さらに、エネルギーの効率的利用に資する商品やサービスメニューの提供に取り組んでおります。

以上

## 【議決権の行使についてのご案内】

### 1. ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、34頁から60頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### (1) 書面による議決権の行使

- a. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- b. 書面による議決権の行使は、株主総会前日（平成28年6月27日（月曜日））の午後5時30分到着分までの受付とさせていただきます。

#### (2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 2. 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 3. 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

## インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. インターネットによる議決権の行使について

##### (1) 議決権行使サイトのご案内

- a. 当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evote.jp/>
- b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話サービス（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのインターネット接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

〔携帯電話について〕

上記サービスが利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。（セキュリティ確保のため、TLS通信（暗号化通信）および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。）

〔注〕「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

##### (2) 議決権行使期限

**株主総会前日（平成28年6月27日（月曜日））の午後5時30分まで**受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

##### (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合  
到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合  
最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

##### (4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

- a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所  
同封の議決権行使書用紙に記載しております。
- b. パスワードの変更について  
株主さま以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

<p>システムに関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話：0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）</p>
---

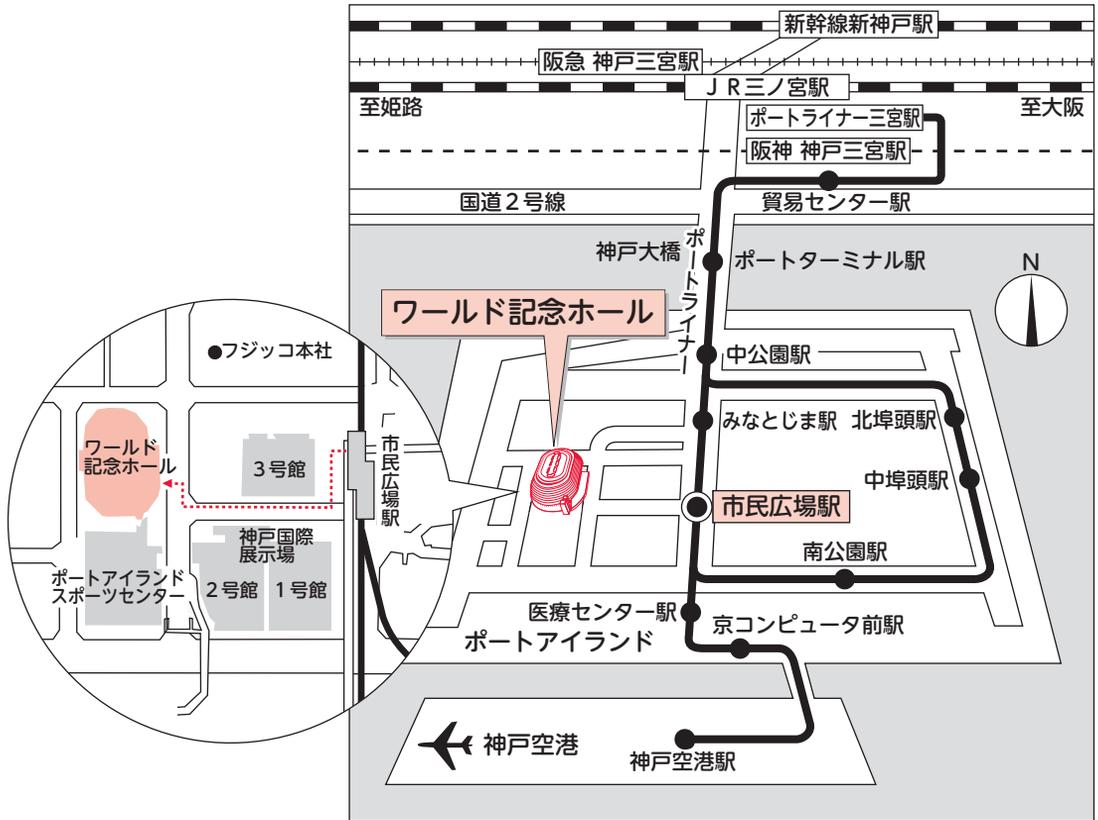
#### 2. 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上

# <株主総会会場ご案内>

神戸市中央区港島中町6丁目12番地の2  
会場 **ワールド記念ホール**



○会場には駐車場、駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

■最寄り駅：神戸新交通ポータルライナー「市民広場（コンベンションセンター）」駅から、西へ徒歩約3分

※ポータルライナー「三宮」駅から所要約10分

※<神戸空港方面行>、<京コンピュータ前方面行>、<北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>のいずれにもご乗車されましても、「市民広場（コンベンションセンター）」駅にて下車いただけます。

